業務委託契約書

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）とは、エネルギーセンター設備管理業務について、次のとおり、委託契約を締結する。

（委託の目的）

第１条　甲は、エネルギーセンター設備管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約の履行）

第２条　乙は、別添の仕様書及び甲の指示に従い、この契約を誠実かつ確実に履行しなければならない。

（委託期間）

第３条　委託期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は、解除できる。

（委託料）

第４条　委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、年額金　　円（うち消費税及び地方消費税　　円）とする。

（委託料の請求、支払い）

第５条　乙は、各月ごとに委託業務の実施結果について甲の検査確認を受けた後、別表１の金額を甲に請求する。甲は、この請求により、委託料を支払うものとする。

２　甲は、前項の規定により乙の適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

３　甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が、銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107

条第２項各号のいずれかに該当する場合は、 全部又は一部を免除する。

（業務責任者、従事者等）

第７条　乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。業務責任者を変更しようとするときも同様とする。

２　業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理その他の乙が必要と認めて委任した事項についての事務を処理するものとする。

３　乙は、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。従事者を変更しようとするときも同様とする。

４　甲は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して従事者の交代を申し出ることができる。この場合、乙は、実情を調査のうえ、甲の申し出が正当と認めるときは速やかに従事者の交代を行うものとする。

（再委託の制限）

第８条　乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し、委託業務の一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。

（委託業務に基づく権利、義務の譲渡等の禁止）

第９条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持）

第10条　甲及び乙は、この契約の履行により知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約された後も同様とする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第11条　乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は業務等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（乙の従事者に対する責任）

第12条　乙は、委託業務従事者に対する労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）その他労務に関する一切の責任を負わなければならない。

２　甲は、前項の使用者責任及び委託業務の履行に関して生じた乙の従事者の災害につい

ては、一切の責任を負わない。

（協力義務）

第１３条　甲は、データの提供等乙が委託業務を処理するために必要な協力を行うものとする。

（帳簿等）

第１４条　乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完納の日から５年間保存するものとする。

（実地調査等）

第１５条　甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

２　乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（改善の指示）

第１６条　甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（損害賠償）

第１７条　乙は、委託業務の実施中に、乙の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償の請求方法については、理由が発生した後、速やかに甲乙協議のうえ定めるものとする。

（履行遅延の場合の違約金）

第１８条　乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が１００円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

２　第１項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入

しないものとする。

（委託業務の変更等）

第１９条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要が生じたときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

２ 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要が生じたときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

（物価水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更）

第２０条 甲又は乙は、委託期間内に日本国内において賃金水準又は物価水準の変動が生じ、契約金額が不適当となったと認めたときは、賃金水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項に基づき、契約金額の変更を請求することができる。

（契約の解除）

第２１条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

⑶　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

⑷　乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収することができる。

３　甲は、第１項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

４　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既実施部分の割合に応じた委託料を支払うものとする。

５　甲は、第１項又は第３項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第２２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。)。

(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第1項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　第１９条第２項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第２３条　乙は、乙がこの契約に関して第２０条第１項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１５に相当する額を違約金（損害賠償の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙は、第１項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が１００円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（疑義の処理）

第２４条　この契約に関し、疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　茨城県笠間市鯉淵６５２８
　　茨城県立中央病院長　　小田 竜也

乙

別表１

各月ごとの委託料明細表

実施期間	金　額	うち消費税 及び地方消費税
４月	円	円
５月	円	円
６月	円	円
７月	円	円
８月	円	円
９月	円	円
１０月	円	円
１１月	円	円
１２月	円	円
１月	円	円
２月	円	円
３月	円	円